

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年2月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700204 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700027 号

第1 結論

昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月まで

国民年金の記録では、昭和 58 年 6 月 7 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、請求期間が未加入期間となっているが、私は、資格喪失の手続を行っておらず、昭和 54 年 9 月に国民年金に任意加入し、同年 10 月から昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が始まるまでの期間において、毎月、1 万円を超えない金額の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していた。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年 9 月に国民年金に任意加入し、請求期間を含む同年 10 月から昭和 61 年 3 月までの期間において、毎月、1 万円を超えない金額の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付したと主張しているが、請求者の国民年金保険料の収納日が記載されている A 市の昭和 57 年度及び 58 年度の国民年金保険料検認記録簿によると、請求者は昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月までの期間において、2 か月分又は 3 か月分の保険料をまとめてほぼ 3 か月ごとに納付した記録となっていることが確認できる上、1 回分の当該保険料の金額は 1 万円を超えることから、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、途中で国民年金の資格喪失の手続を行ったことはないと主張しているが、i) 請求者に係る国民年金被保険者台帳において、資格喪失日は昭和 58 年 6 月 7 日と記載されており、オンライン記録における資格喪失日と一致していること、ii) 請求者は、請求期間以前から A 市に居住していることが住民票により確認できること、A 市の昭和 58 年度の国民年金保険料検認記録簿において、請求者の昭和 58 年 6 月から昭和 59 年 3 月までの期間は空欄 (未納) となっている上、昭和 59 年度及び 60 年度と同検認記録簿において、請求者の氏名は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であったと認められ、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700203 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700115 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社 (適用事業所名称は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 3 月から昭和 63 年 5 月まで

私は、請求期間については、C氏 (以下「雇用主」という。) が所長であったA社に勤務し、新聞配達等の仕事に従事していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に雇用主が所長であったA社に勤務していたと主張しているものの、事業所名簿検索システム等において同社の適用事業所としての記録が確認できないところ、i) オンライン記録によると、請求期間当時、雇用主は、B社における厚生年金保険被保険者である上、同社の事業主であることが確認できること、ii) B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社の所在地は、請求者が記憶しているA社の所在地と一致していること、iii) B社の商業登記簿謄本によると、「役員」欄において代表取締役として雇用主の名前が記載されている上、「目的」欄において新聞販売業と記載されていること、iv) B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対して、文書照会を実施したところ、回答を得た全員が、自身は、新聞配達等の仕事に従事していたと回答している上、そのうち複数の者が請求者を知っていると回答していることから判断すると、請求者が勤務していたと主張する事業所の厚生年金保険の適用事業所名称は、B社であったと認められる。

また、請求者の雇用保険の加入記録及びB社の元従業員の回答から、期間の特定はできないものの、請求期間のうち一部期間については、請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は既に破産廃止決定が確定していること、ii) 雇用主に対して文書照会を実施したが、回答用紙は代理人を通じて白紙のまま返送され、添付された文書には、当時の記録は一切ない旨記載されていること、iii) D社E部署は、請求者の請求期間に係る勤務実

態を確認できる資料並びに給与支払及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の勤務実態の一部及び請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社E部署は、雇用主が所長になった日は、請求期間中の昭和54年12月*日であり、同日前は、別の人物が所長であった旨回答している上、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が、厚生年金保険の適用事業所になったのは、請求期間中の昭和55年3月1日であることから、同日前は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、i) 請求者が陳述しているB社の総従業員数に比して、オンライン記録により確認できる同社の厚生年金保険の被保険者数は、少数で推移していることが確認できること、ii) 上記の雇用主の代理人から提出された文書には、当時の配達従業員については社会保険に加入させていない旨記載されていること、iii) 複数の元従業員は、自ら希望したことにより厚生年金保険に加入させてもらった旨陳述していること、iv) B社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者が姓のみ記憶している元従業員3名及び複数の元従業員が姓のみ記憶している元従業員1名について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険証の整理番号に欠番はない。

なお、請求者は、昭和54年3月から昭和63年10月頃まで、F診療所に通院していた旨強く主張しているが、同診療所の担当者は、請求者の請求期間に係るデータは確認できない旨陳述している。

このほか、請求者は請求期間に係る給与明細書を所持していない上、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。